

令和5年度定期監査の結果報告に基づく措置について

※下表の「頁」は、令和6年3月28日付け、5四監第156号で提出のありました「定期監査結果報告書」のページ数を指します。

番号	頁	項目	意見内容	講じた措置の内容等	所管課
1	3	3 委託料について (2) 契約の相手方として適切であるか留意すること（全課）	教育財産の管理業務委託契約において、教育委員会が委嘱した者と教育長が契約した事例があった。	昨年度監査より左記の指摘を受けていた管理業務委託の契約者を、本年度はその休校舎が位置している分館地域の代表者との契約に変更いたしました。	学校教育課
2	3	3 委託料について (3) 少額であっても複数の見積書を徴すること。（財政課）	契約規則第27条（見積書の徴収）第1項第3号では、「予定価格が10万円以下のもの」で随意契約によるうとするときは1者の見積りでも良いこととしているが、競争原理を働かせ最小の経費で事務処理をしなければならないという地方自治法の趣旨に反している。この条文の見直しを行われたい。	契約規則第27条の条項については、令和6年度中に見直しを行います。	財政課
3	4	5 備品購入について (1) 備品台帳への登録時期について。 （会計課）	購入手続きに問題は見られなかったが、購入時に備品台帳へ必要事項を登録しない取扱いがあった。備品の登録管理は年度単位でやる方がミスなくできると判断しているということであったが、備品管理上、適切な方法であるのか疑問である。物品取扱規則においては、所管する備品の管理換や設置場所の変更等により備品台帳の登録事項に異動を生じた場合は、直ちに備品台帳を調整するよう規定しているが、新規の登録についての規定はない。検討の余地があるのではないかと。	令和2年10月27日付で会計課長より各所属長あてに「適正な備品管理等について（通知）」を發出しており、その中で備品購入の支出伝票を決裁する際には、備品台帳の整備を確認するとともに、支出伝票に備品台帳の原本を添付して会計課へ回付することとし速やかな台帳登録を図っております。（別添：通知文書参照）	会計課
4	5	6 補助金について (4) 補助制度制定時に事業効果を検証する方法を確立しておくこと。（総務課・財政課）	補助金を交付した結果の検証及びその方法を聴き取りしたが、「今後検討」との回答であった。 検証の実施方法を想定していないことは、“補助金を支出することを目的”とした施策の実施に他ならず、予算の肥大化・財源の膠着化・施策の硬直化につながるものである。補助制度の制定時に効果の検証方法を定めておくことにより、より効果的な制度を設計できるのではないかと。また、安易な制度を設けることの抑制にもつながるものと考え。	令和6年度に市の補助金等に対する考え方を明確にし、検証・見直しを継続的に実施していくための統一的な指針「補助金等の適正化ガイドライン」を策定し、対応を図っていくこととしている。	財政課
5	5	6 補助金について (5) 公民館分館育成振興補助金の廃止を含めた抜本的な見直しをすること。（生涯学習課）	西土佐地域においては、公民館分館育成振興として夜間照明施設を使用した電気料を補助していたが、これまでの定期監査において、中村地域との不公平の是正や制度そのものの是非を指摘してきた。これを、令和5年度の電気使用分からは、補助対象から除外したが、電気料を市が直接支出することに改めただけで利用者の負担はなく、何ら変わらないままの制度としている。①中村地域においては「四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例」により利用者が使用料を負担していること②実質、この補助金交付要綱は中村地域には該当しないものであり、地域間の不公平な過剰とも言えるサービス・1市2制度がいまだに解消されていない。 この補助制度を一向に改善しようとする姿勢が見られず、極めて不誠実であると言わざるを得ない。	①「四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例」は、条例に指定された公の施設を一般利用する夜間照明の使用料等のルールを定めたものです。 ②当初よりご指摘のあった公民館分館育成振興補助金の夜間照明施設を使用した電気料は、補助金要綱により補助してきましたが、分館活動の経費と考える為、市が負担すべきものと判断しました。令和5年度中に要綱の整理をし、市負担に変更しました。なお、令和6年4月1日に要綱を改正し、その項目については削除し、当該要綱は全市に対応したものとしました。	生涯学習課

令和5年度定期監査の結果報告に基づく措置について

※下表の「頁」は、令和6年3月28日付け、5四監第156号で提出のありました「定期監査結果報告書」のページ数を指します。

番号	頁	項目	意見内容	講じた措置の内容等	所管課
6	6	(終わりに) 【事例-3】1者随契することの是非について	避難路災害測量設計業務委託について、“避難路であり復旧に緊急を要する”との理由で1者随契としたもの。当該路線が被災したことにより地域住民の生活に重大な影響を及ぼしているのであれば理解するが、「避難路＝緊急」という短絡的な考えが契約規則第27条（見積書の徴収）第1項に規定する「2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。」の例外となり得るか甚だ疑問である。	1者随契した理由として、今回被災した避難路付近にお墓があり、お盆や彼岸など墓参りをする人や津波の際の八束小児童、地区住民等の避難経路となっており、区長から早急な復旧の依頼があった。また、今後発生が予想される南海トラフ地震に備え、津波避難路を整備したものであり、平時に使用しないものとは言え、住民の生命・財産に関わることから、早急に契約し、早期の復旧・避難路の確保に繋げたいという考えから、緊急随契に至ったものである。	地震防災課
7	6	(終わりに) 【事例-4】売却財産の適正な価格設定について	市の財産は、適正な価格なしに売却することはできないもの（地方自治法第237条第2項）である。しかし、現在は社会福祉法人西土佐福祉会の特別養護老人ホームかわせみの厨房増築部分となっている元市有財産については、その売却価格の設定に疑義がある。 この厨房増築部分の建設財源の一部に過疎債を充当しているが、これの元利償還金の70%が普通交付税基準財政需要額に算入されるからとして、厨房増築部分に係る建設費相当額から過疎債元金の70%（約3,543千円）を控除して厨房増築部分の市負担額（＝売却価格）の算定基礎としている。 そもそも適正価格とは、売却しようとする財産が有する価値であり、どのような財源を活用したかに左右されるものではない。この不適正な考え方により、売却価格に約1,100千円の差が生じている。	本件は、事業整備費のうち、市（旧西土佐村）が実質的に負担した額を算定基礎とし、その残存価格を適正な価格と考え、売却を行いました。今後は、今回ご指摘のあった意見を踏まえうえて、適正な価格の設定を行ってまいりたいと考えています。	高齢者支援課